

## 足立昌勝さんの与党再修正案批判

2006年5月14日(日)

### 与党の再修正案を批判する

次の問題は、「その共謀をした者のいずれかにより・・・行われた場合において」についてである。

当初の修正案は、この部分について、「資する行為が行われた場合において」であった。つまり、「資する行為」を「必要な準備その他の行為」と再修正したのである。これについては、民主党案が「その犯罪の予備をした」としたことと無関係ではない。この民主党案を考慮し、それに近づけるためにこのように再修正したのである。内容的にはかなりの進歩である。「その他」とされたことについて、かなりの意見が出ているが、その前段階として、「必要な準備」を入れたことにより、それに見合う程度の要件を満たした行為が存在しなければ、「その他の行為」には該当しなくなったのである。よくなったときはそれなりの評価を加えるが正しいと思う。

しかし、「必要な準備」といったとき、それはどの程度の準備を指すのであろうか。準備は非常に広い概念である。その意味では、それも考え方によっては、制限したことはないといえるであろう。

ここでの問題は、このような字句の問題ではない。構造の問題である。

その意味では、民主党案も同様な批判を浴びることになる。

この部分は、犯罪の成立には無関係であり、裁判となったときに、裁判所が有罪判決を出すために必要なことを定めたに過ぎない。つまり、有罪判決には必要であるが、そうでない場合には必要ではなく、犯罪の成立にと無関係であることに注意しなければならない。

これを客観的処罰条件という。犯罪は、「罪の遂行を共謀した」ことにより成立する。犯罪が成立すれば、捜査は可能である。客観的処罰条件の存在は必要ではない。

与党の修正案、再修正案及び民主党案は、すべてこの構造をとっている。これでは、「罪の遂行の共謀」により犯罪は成立するので、その段階で捜査が可能となり、被疑者は逮捕されることになる。まして、要件が非常に主観的であるがゆえに、さらに、その危険性は強くなってしまう。

今述べたことは、犯罪の成否に無関係であるが、マスコミ報道では、これをあたかも犯罪の成否に関係あるかのようにかかれ、主張されている。これでは、起草者の意図を誤解していることになる。マスコミは書かれた言葉の中からその真意を見出すべきであり、話された言葉と矛盾する場合には、その矛盾を書かれた言葉の観点から追求すべきであろう。現在のマスコミは、不勉強のせいであろうか、そのような観点から抜け落ち、話された言葉に重点を置いている。これは、国会での審議でもいえることである。法律の言葉は、言葉として意味を持っている。その言葉こそ大切である。その意味を確定し、その真意をたずねることこそが大切であろう。

客観的処罰条件としてはならない。犯罪の成立に必要なだと言葉で説明するならば、それを書き言葉で担保すべきである。

与党の諸君。「必要な準備その他の行為」の存在が犯罪の成立に必要であるならば、犯罪構成要件の部分を、「罪を共謀し、その実行に必要な準備その他の行為を行った者は」とすべきである。こうすることにより、行為の存在が構成要件となるのである。

ここでの主張は、与党の再修正案の立場で述べたものである。そのほうがよりましだの程度である。

内心の自由を侵害する共謀罪は、刑法の持つ基本的枠組みを根本から否定するものであり、共謀罪をどのように限定したとしても、その欠陥が正当化されるものではない。

共謀罪を永久を葬り去ることこそが大切なのだ。